

標題

"旅客輸送船"等に要求される設備等について(日本籍船)

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1368
発行日 2025 年 11 月 27 日

各位

国土交通省より、「船舶区画規程等の一部を改正する省令」並びに「船舶設備規程等及び小型船舶安全規則の一部を改正する省令」が公布されたことを受け、弊会では関連する規則を改正予定です。すでに施行日が過ぎているものもあることから、今般、弊会規則の一部改正の公表を待たずにその概要をお知らせいたします。

なお、詳細につきましては、関連省令等をご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html

なお、海上運送法適用の申請は船社殿から地方運輸局へ直接行われるため、弊会では、以下の 1. から 3. に規定する対象船舶について把握することができません。各船社殿におかれましては、対象船舶への該当の有無をご確認ください。要すれば管海官庁殿へご相談願います。

該当する場合には、弊会船体部又は材料艀装部へご連絡をお願いいたします。弊会にて必要な対応を個別にお知らせいたします。

関連規則の改正概要は以下の通りです。

1. 船舶区画規程の一部改正関連

(1) 対象船舶

旅客輸送貨物船等（海上運送法第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶（物のみの運送の用に供する船舶及び平水区域を航行区域とする船舶を除く。））

(2) 主な要件

いずれの 1 区画に浸水した場合であっても有効な復原性を有するように水密隔壁を配置する必要がある。現存船^{*1}への代替措置として浸水警報装置や監視カメラ等の設置が認められる。

^{*1}: 現存船とは、2033 年 4 月 1 日前に引き渡される船舶であって、2029 年 4 月 1 日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない場合には、2029 年 10 月 1 日前に起工又は同等段階にある船舶）

(3) 適用日

2024 年 10 月 30 日から施行する。ただし現存船には、2027 年 4 月 1 日以降最初の定期検査又は製造中登録検査が開始される日まで適用しない。なお、「起工日」を「製造中登録検査が開始される日」として取り扱う。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカルインフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

2. 船舶救命設備規則の一部改正関連

(1) 対象船舶

旅客輸送船*²に該当する、第4種船*³又は長さ85m未満の第3種船*⁴

*²: 旅客輸送船とは、旅客船以外の船舶であって、海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶（物のみの運送の用に供する船舶を除く）

*³: 第4種船とは、国際航海に従事する総トン数500トン未満の船舶であって、旅客船及び漁船以外のもの並びに国際航海に従事しない船舶であって、旅客船及び漁船以外のもの

*⁴: 第3種船とは、国際航海に従事する総トン数500トン以上の船舶であって、旅客船及び漁船以外のもの

(2) 主な要件

以下のいずれかの救命設備を備える必要がある。

(i) 進水装置用救命いかだ

(ii) 位置保持型膨脹式救命いかだ（水面から甲板までの高さが1.2m未満の場合）

(iii) 降下式乗込装置により乗り込む救命いかだ等

(3) 適用日

2024年10月30日から施行する。ただし、次のi)又はii)に該当する船舶はそれぞれの経過措置に従う。

(i) 2030年4月1日前に引き渡される船舶であって、2026年4月1日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない場合には、2026年10月1日前に起工又は同等段階にある船舶）には、2026年4月1日以降最初の定期検査又は製造中登録検査が開始される日まで適用しない。ただし、2026年4月1日以降に主要な変更や改造を行った船舶を除く。

なお、「起工日」を「製造中登録検査が開始される日」として取り扱う。

（2026年4月1日以降に主要な変更や改造を行った船舶については管海官庁の指示するところによる。）

(ii) 前(i)に掲げる船舶であって、2026年4月1日から2026年4月1日以降最初の定期検査が開始される日まで膨脹式救命いかだ又は救命浮器を引き続き備え付ける場合には、弊会が適当と認める乗込装置を備え付けることで差し支えない。

3. 船舶設備規程の一部改正関連

(1) 対象船舶

沿海区域を航行区域とする旅客輸送船（前2.(1)にいう旅客輸送船と同じ）であって、下記(i)及び(ii)のいずれの装置も備えていない船舶

(i) 船舶自動識別装置（AIS）

(ii) 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置（EPIRB）

(2) 主な要件

簡易型船舶自動識別装置（簡易型AIS）を備える必要がある。

（次頁に続く）

(3) 適用日

2024 年 4 月 1 日から施行する。ただし、2029 年 4 月 1 日前に引き渡される船舶であって、2025 年 4 月 1 日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない場合には、2025 年 10 月 1 日前に起工又は同等段階にある船舶）には、2025 年 4 月 1 日以降に主要な変更や改造を行った場合を除き、2025 年 4 月 1 日以降最初の定期検査又は製造中登録検査が開始される日まで適用しない。

なお、「起工日」を「製造中登録検査が開始される日」として取り扱う。

（2025 年 4 月 1 日以降に主要な変更や改造を行った船舶については管海官庁の指示するところによる。）

4. 検査や図面承認等

(1) 上記追加要件への適合確認のため、適用期日までに弊社検査担当支部・事務所による検査を受ける必要があります。

(2) 以下の場合、上記(1)に先立ち、図面及び関連資料の提出をお願いいたします。

- (i) 適合のために要求される浸水計算の実施又は浸水警報装置を新設する場合（船体部）
- (ii) 救命設備を新たに搭載する又は変更する場合（材料艙装部）
- (iii) 簡易型 AIS を新たに搭載する場合（材料艙装部）

（次頁に続く）

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

[検査全般に関するお問い合わせ]

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター別館 検査部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3(郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2027 / 2028

Fax: 03-5226-2029

E-mail: svd@classnk.or.jp

[浸水計算や浸水警報装置の設置に関するお問い合わせ]

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター別館 船体部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3(郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2017 / 2018

Fax: 03-5226-2019

E-mail: hld@classnk.or.jp

[救命・航海設備関連に関するお問い合わせ]

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター別館 材料艤装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3(郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: eqd@classnk.or.jp

添付:

1. 船舶区画規程等の一部を改正する省令について
2. 船舶設備規程等及び小型船舶安全規則の一部を改正する省令について
3. 適合確認フローチャート(就航船の場合)

令和 6 年 10 月
海 事 局

船舶区画規程等の一部を改正する省令について

1. 背景

海難事故の防止、海上における人命の安全確保等を目的として、船舶に必要な施設及びその検査に関する事項については、船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の規定に基づく関係省令において定められている。

今般、知床遊覧船事故を踏まえ、小型旅客船等の安全対策を強化するため、船舶区画規程（昭和 27 年運輸省令第 97 号）、船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号）、船舶救命設備規則（昭和 40 年運輸省令第 36 号）、小型船舶安全規則（昭和 49 年運輸省令第 36 号）及び船舶区画規程等の一部を改正する省令（平成 20 年国土交通省令第 88 号）について所要の規定の整備を行う。

2. 概要

（1）船舶区画規程の一部改正

①旅客を輸送する貨物船等に関する特別規定（第 117 条及び第 118 条（新設））

貨物船又はタンカーであって、旅客の輸送の用に供するものとして告示で定める船舶※（平水区域を航行区域とするものを除く。）（以下「旅客輸送貨物船等」という。）については、いずれの一区画に浸水したときにおいても、次に掲げる要件を満足する平衡状態で当該船舶が浮かんでいるような位置に水密隔壁を配置しなければならないこととする。

○浸水後の水線が浸水の可能性のあるいずれの開口の下縁よりも下方にあること

○浸水後のメタセンタ高さが 50 mm 以上であること

※船舶設備規程第 311 条の 21 の 2 の告示で定める船舶

②旅客輸送貨物船等に関する特別規定の適用除外（第 118 条（新設））

旅客輸送貨物船等であって、管海官庁がその構造等を考慮して差し支えないと認めるものについては、（1）①の規定によらないことができることとする。

（2）船舶安全法施行規則の一部改正

①小型船舶に固定して施設される救命設備等の取替え等に係る臨時検査の免除（第 19 条第 2 項関係）

小型船舶に固定して施設される救命設備等について、あらかじめ検査機関の指定した条件に従って取替え等を行う場合には、臨時検査の対象としないこととする。

②小型船舶に固定して施設されるもの以外の救命設備等の取替え等に係る臨時検査の免除（第 19 条第 3 項関係）

小型船舶に固定して施設されるもの以外の救命設備等について、あらかじめ検査機関の指定した条件に従って取替え等を行う場合には、臨時検査の対象としないこととする。

(3) 船舶救命設備規則の一部改正

①位置保持型膨脹式救命いかだ[※]に係る要件（第21条第5項（新設））

位置保持型膨脹式救命いかだには、船上から人員が乗り込むことができるように自身の位置を調整し、かつ、乗艇場所に保持するための装置が備え付けられていなければならないものとする。

※乗り移り時の落水危険性を軽減するため、その位置を調整し、かつ、保持することができる装置を備え付けた救命いかだを指す。

②降下式乗込装置の要件の変更（第47条の2関係）

水面上 4.5 メートル未満の甲板上から乗り込む救命いかだに使用する降下式乗込装置（国際航海に従事しない船舶であつて沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶に備え付けるものに限る。以下この規定において「降下式乗込装置」という。）の要件について、以下の改正を行う。

○降下式乗込装置のうち、最小航海喫水においていずれの側に 20 度横傾斜した場合にも安全かつ迅速に乗り込むことができるものは、水面に達するのに十分な長さのものでなくてもよいこととする。

○連結された救命いかだを迅速に離脱させることができる離脱装置を降下路の下部に取り付けなければならない要件は、降下式乗込装置のうち、降下式乗込装置の降下路の下部に救命いかだを連結することができる装置を取り付けるものに限り求めることとする。

○降下式乗込装置は、マイナス 20 度から 40 度までの範囲の温度を通じて使用できるものとする。

③第1種船、第2種船及び第3種船に備え付けなければならない救命いかだの要件の変更（第48条第3項（第56条第2項、第57条第2項及び第58条第2項において準用する場合を含む。）及び第63条第3項関係）

以下の船舶について、進水装置用救命いかだに代えて「水面上 4.5 メートル未満の甲板から乗り込む救命いかだ」を備え付けてもよいこととされていたところ、これを「水面上 1.2 メートル未満の甲板から乗り込む位置保持型膨脹式救命いかだ」とする。

○第1種船（国際航海に従事する旅客船）及び第2種船（国際航海に従事しない旅客船）

○旅客の輸送の用に供するものとして告示で定める船舶[※]（以下「旅客輸送船」という。）である長さ 85 メートル未満の第3種船（国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の旅客船以外の船舶）

※船舶設備規程第311条の21の2の告示で定める船舶

④旅客の輸送の用に供する第4種船に備え付けなければならない救命いかだの要件の追加（第68条第4項、第69条第3項及び第69条の2第2項（新設））

旅客輸送船である第4種船（第1種船、第2種船及び第3種船以外の船舶）に備え付ける救命いかだは、以下のうちいずれかでなければならないこととする。

○進水装置用救命いかだ

○水面上 1.2 メートル未満の甲板から乗り込む位置保持型救命いかだ

○当該救命いかだの定員分の人員が 10 分以内に乗り込むことができるように配置された降下式乗込装置により乗り込む救命いかだ

⑤救命艇又は救命いかだに代えて救命浮器又は救命浮環を備え付けることができる場合の考慮事項の明確化（第 57 条第 3 項及び第 69 条第 2 項関係）

沿海区域を航行区域とする第 2 種船及び第 4 種船のうち、航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で 2 時間以内に往復できる区域に限定されている船舶については、救命艇又は救命いかだに代えて救命浮器又は救命浮環を備え付けることができる場合において管海官庁が考慮する事項として、「航行区域における水温その他航海の態様」を明記する。また、この場合以外の場合であっても、救命艇又は救命いかだに代えて管海官庁が適当と認める救命浮器（水面上に定員を有効に支えることができる構造のもの）を備え付けることができるものとする。

⑥救命艇、救命いかだ又は救命浮器の備え付けの義務化（第 58 条第 1 項及び第 69 条の 2 第 1 項（新設））

以下の船舶のうち管海官庁が航行区域における水温その他航海の態様を考慮して必要と認めるものに対し、最大搭載人員を収容するため十分な救命艇、救命いかだ又は管海官庁が適当と認める救命浮器の備え付けを義務化する。

○平水区域を航行区域とする第 2 種船

○平水区域を航行区域とする船舶のうち旅客輸送船である第 4 種船

⑦その他

その他所要の改正を行う。

（4）小型船舶安全規則の一部改正

①水密甲板の設置の義務化（第 7 条第 1 項関係）

沿岸小型船舶及び二時間限定沿海小型船舶のうち、旅客船又は旅客輸送船である小型船舶には、水密構造の全通甲板又はこれに準ずる水密構造の甲板を設けなければならないこととする。

②機関室口囲壁並びに甲板室及び船楼の開口に備え付ける閉鎖装置の保護規定（第 10 条第 3 項及び第 11 条第 3 項関係（新設））

水密甲板上の機関室口囲壁並びに甲板室及び船楼に設ける開口に備え付ける閉鎖装置であって、他動的損傷を受けるおそれのある場所に設けるものは、適当な方法でこれを保護しなければならないこととする。

③水密隔壁の設置を義務化とする対象小型船舶の範囲拡大（第 15 条関係）

沿海区域を航行区域とする小型船舶のうち、旅客船又は旅客輸送船である小型船舶には、一区画に浸水したときにおいても、以下の要件を満足する平衡状態で浮かんでいるような位置に水密隔壁を配置しなければならないこととする。ただし、総トン数 5 トン未満の旅客船又は旅客輸送船であって、検査機関がその構造等を考慮して差し支えないと認めるものについては、この限りでないこととする。

○浸水後の水線が浸水の可能性のあるいずれの開口の下縁よりも下方にあること

○浸水後のメタセンタ高さが 50 mm 以上であること

④位置保持型小型船舶用膨脹式救命いかだに係る要件（第 46 条第 2 項（新設））

位置保持型小型船舶用膨脹式救命いかだには、船上から人員が乗り込むことができるように自身の位置を調整し、かつ、乗艇場所に保持するための装置が

備え付けられていなければならないものとする。

⑤小型船舶用膨脹式救命いかだ又は小型船舶用救命浮器の備え付けの義務化（第 58 条第 3 項（新設）、第 58 条第 5 項関係）

沿海区域又は平水区域を航行区域とする小型船舶のうち、旅客船又は旅客輸送船である小型船舶であつて検査機関が航行区域における水温その他航海の態様を考慮して必要と認めるものについては、最大搭載人員を収容するため十分な小型船舶用膨脹式救命いかだ又は検査機関が適当と認める小型船舶用救命浮器を備え付けなければならないこととする。

⑥旅客船又は旅客輸送船であつて、検査機関が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して必要と認めるものに備え付ける救命いかだの要件（第 58 条の 3（新設））

旅客船又は旅客輸送船である小型船舶であつて検査機関が航行区域における水温その他航海の態様を考慮して必要と認めるものに備え付ける小型船舶用膨脹式救命いかだは、以下のうちいずれかでなければならないものとする。

○水面上 1.2 メートル未満の甲板から乗り込む位置保持型小型船舶用膨脹式救命いかだ

○小型船舶に備え付ける小型船舶用膨脹式救命いかだの定員分の人員が 30 分以内（旅客輸送船にあつては 10 分以内）に乗り込むことができるように配置された降下式乗込装置により乗り込む小型船舶用膨脹式救命いかだ

⑦降下式乗込装置の積付方法（第 59 条関係）

降下式乗込装置は、非常の際に容易かつ迅速に使用できるよう検査機関が適当と認める方法により積み付けなければならないこととする。

⑧その他

その他所要の改正を行う。

（5）船舶区画規程等の一部を改正する省令（平成 20 年国土交通省令第 88 号）の一部改正

①平成 21 年 1 月 1 日前に建造された旅客船への損傷時の復原性の適用（附則第 2 条第 2 項（新設））

○平成 21 年 1 月 1 日前に建造された旅客船について、令和 8 年 4 月 1 日以後最初に行われる定期検査の時期からは、平成 20 年国土交通省令第 88 号により改正された船舶区画規程第 2 編第 3 章の規定を適用することとする。

○ただし、以下の場合のいずれかに該当するときは、管海官庁の指示することによることができることとする。

イ 航海の態様その他の事情を勘案して管海官庁がやむを得ないと認める場合

ロ 浸水警報装置を備える等管海官庁が適当と認める措置を講じている場合であつて、当該措置を引き続き講じる場合

②その他

その他所要の改正を行う。

（6）経過措置（附則関係）

①船舶区画規程の一部改正に伴う経過措置（第 2 条関係）

（1）の適用を受ける船舶について、以下のとおりとする。

○令和 11 年 4 月 1 日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては令和 11 年 10 月 1 日前に建造に着手されたもの）であって令和 15 年 4 月 1 日前に船舶所有者に対し引き渡されたものについては、令和 9 年 4 月 1 日以後最初に行われる定期検査が開始される日までは、（１）の規定は適用しないこととする。

○上記の期間経過後において、以下の場合のいずれかに該当するときは、管海官庁の指示するところによることができることとする。

- イ 航海の態様その他の事情を勘案して管海官庁がやむを得ないと認める場合
- ロ 浸水警報装置を備える等管海官庁が適当と認める措置を講じている場合であって、当該措置を引き続き講じる場合

②船舶救命設備規則の一部改正に伴う経過措置（第 3 条関係）

○遊漁船については、当分の間、（３）の規定を適用しないこととする。

○（３）の規定の適用を受ける船舶（令和 7 年 4 月 1 日（旅客輸送船にあっては令和 8 年 4 月 1 日）（以下（６）②において「適用日」という。））以後に主要な変更又は改造を行っていない船舶に限る。）について、以下のとおりとする。

- ・適用日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない旅客船にあっては令和 7 年 10 月 1 日、建造契約がない旅客輸送船にあっては令和 8 年 10 月 1 日前に建造に着手されたもの）であって令和 11 年 4 月 1 日前（旅客輸送船にあっては令和 12 年 4 月 1 日前）に船舶所有者に対し引き渡されたものについては、適用日以後最初に行われる定期検査が開始される日までは、なお従前の例によることができることとする。

- ・上記の期間経過後において、以下の場合のいずれかに該当するときは、管海官庁の指示するところによることができることとする。

- イ 航海の態様その他の事情を勘案して管海官庁がやむを得ないと認める場合
- ロ 適用日から適用日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間継続して管海官庁が適当と認める救命設備を備え付けている場合であって、当該設備を引き続き備え付ける場合

○（３）の規定の適用を受ける船舶のうち、適用日以後に主要な変更又は改造を行った船舶について、（３）の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによることができる旨の経過措置を定める。

③小型船舶安全規則の一部改正に伴う経過措置（第 4 条関係）

○遊漁船については、当分の間、（４）①から⑥までの規定（④の規定を除く。）を適用しないこととする。

○（４）①又は③の規定の適用を受ける船舶（令和 10 年 4 月 1 日（旅客輸送船にあっては令和 11 年 4 月 1 日）（以下この規定及び次の規定において「適用日」という。））以後に主要な変更又は改造を行っていない船舶に限る。）について、以下のとおりとする。

- ・適用日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない旅客船にあっては令和 10 年 10 月 1 日、建造契約がない旅客輸送船にあっては令和 11 年 10 月 1 日前に建造に着手されたもの）であって令和 14 年 4 月 1 日前（旅客輸送船にあっては令和 15 年 4 月 1 日前）に船舶所有者に対し引き渡された

ものについては、令和8年4月1日（旅客輸送船にあっては令和9年4月1日）以後最初に行われる定期検査が開始される日までは、なお従前の例によることができることとする。

- ・上記の期間経過後において、以下の場合のいずれかに該当するときは、（４）①又は③の規定は検査機関の指示するところによることができることとする。

イ 航海の態様その他の事情を勘案して検査機関がやむを得ないと認める場合

ロ 浸水警報装置を備える等検査機関が適当と認める措置を講じている場合であって、当該措置を引き続き講じる場合

- （４）①又は③の規定の適用を受ける船舶のうち、適用日以後に主要な変更又は改造を行った船舶について、（４）①又は③の規定にかかわらず、検査機関の指示するところによることができることとする。

- （４）②の規定の適用を受ける船舶のうち、令和8年4月1日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては令和8年10月1日前に建造に着手されたもの）であって令和12年4月1日前に船舶所有者に対し引き渡されたものについては、（４）②の規定は適用しないこととする。

- （４）⑤又は⑥の規定の適用を受ける船舶（令和7年4月1日（旅客輸送船にあっては令和8年4月1日）（以下この規定及び次の規定において「適用日」という。）以後に主要な変更又は改造を行っていない船舶に限る。）について、以下のとおりとする。

- ・適用日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない旅客船にあっては令和7年10月1日、建造契約がない旅客輸送船にあっては令和8年10月1日前に建造に着手されたもの）であって令和11年4月1日前（旅客輸送船にあっては令和12年4月1日前）に船舶所有者に対し引き渡されたものについては、適用日以後最初に行われる定期検査が開始される日まで、なお従前の例によることができることとする。

- ・上記の期間経過後において、以下の場合のいずれかに該当するときは、（４）⑤又は⑥の規定は検査機関の指示するところによることができることとする。

イ 航海の態様その他の事情を勘案して検査機関がやむを得ないと認める場合

ロ 適用日から適用日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間継続して検査機関が適当と認める救命設備を備え付けている場合であって、当該設備を引き続き備え付ける場合

- （４）⑤又は⑥の規定の適用を受ける船舶のうち、適用日以後に主要な変更又は改造を行った船舶について、（４）⑤又は⑥の規定にかかわらず、検査機関の指示するところによることができることとする。

3. 公布及び施行日

公 布：令和6年10月30日

施 行：公布の日 ※各規制の適用時期や経過措置については2.（6）を参照。

令和 6 年 3 月
海 事 局

船舶設備規程及び小型船舶安全規則の一部を改正する省令について

1. 背景

船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 2 条第 1 項各号に規定される船舶の船体、機関、救命設備、航海用具等に関する事項については、船舶設備規程（昭和 9 年逓信省令第 6 号）、小型船舶安全規則（昭和 49 年運輸省令第 36 号）その他の関係省令において定められている。

今般、知床遊覧船事故を踏まえ、小型旅客船等の安全対策を強化するため、船舶設備規程及び小型船舶安全規則の改正を行う。

2. 概要

（1）船舶設備規程の一部改正

○簡易型船舶自動識別装置の備付けの義務化（新設）

沿海区域を航行区域とする旅客船及び旅客の輸送の用に供するものとして告示で定める船舶（以下「旅客輸送船」という。）（いずれも船舶自動識別装置を備える船舶及び浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備える船舶を除く。）に対して、簡易型船舶自動識別装置※の備付けを義務付けることとする。

※ 自動的に自船の位置を発信することができる装置

（2）小型船舶安全規則の一部改正

①浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置の備付けの義務化（第 58 条第 1 項関係）

近海以上の航行区域を有する旅客船又は旅客輸送船（いずれも小型船舶に限る。）には、船舶救命設備規則に規定する浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けなければならないこととする。

②浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置の積付け（新設）

浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、非常の際に容易かつ迅速に使用できるよう検査機関が適当と認める方法により積み付けなければならないこととする。

③その他

その他所要の改正を行う。

（3）経過措置（附則関係）

①船舶設備規程の一部改正に伴う経過措置

○遊漁船については、当分の間、（1）の規定を適用しない旨の経過措置を定める。

○（1）の規定の適用を受ける船舶（施行日（旅客輸送船にあっては令和 7 年 4 月 1 日。以下同じ。）以後に主要な変更又は改造を行っていない船舶に限る。）について、以下の通り経過措置を定める。

- ・ 施行日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない旅客船にあっては令和6年10月1日、建造契約がない旅客輸送船にあっては令和7年10月1日前に建造に着手されたもの）であって令和10年4月1日前（旅客輸送船にあっては令和11年4月1日前）に船舶所有者に対し引き渡されたものについては、施行日以後最初に行われる定期検査が開始される日まで、（1）の規定は適用しないこととする。
- ・ 上記の期間経過後において、以下の場合のいずれかに該当するときは、管海官庁の指示するところによることができることとする。
 - イ 航海の態様その他の事情を勘案して管海官庁がやむを得ないと認める場合
 - ロ 施行日から施行日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間継続して管海官庁が適当と認める船舶の位置情報を発信することができる装置を備え付けている場合であって、当該装置を引き続き当該船舶に備え付ける場合
- （1）の規定の適用を受ける船舶（遊漁船を除く。）のうち、施行日以後に主要な変更又は改造を行った船舶について、（1）の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによることができる旨の経過措置を定める。

②小型船舶安全規則の一部改正に伴う経過措置

- 遊漁船に係る救命設備の備付けについては、当分の間、なお従前の例によることができる旨の経過措置を定める。
- （2）①の規定の適用を受ける船舶（施行日以後に主要な変更又は改造を行っていない船舶に限る。）のうち以下の船舶に係る救命設備の備付けについては、それぞれの小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を引き続き備え付けている間は、なお従前の例によることができる旨の経過措置を定める。
 - イ 本省令の施行の日に現に小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置（検査機関が小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置と同等以上の効力を有すると認める設備を含む。以下同じ。）を備え付けているもの
 - ロ 施行日に現に建造契約が結ばれている船舶（建造契約がない船舶にあっては、施行日に現に建造中であるもの）であって小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付ける予定のもの
 - ハ 旅客輸送船であって本省令の施行の日から令和7年4月1日までの間に小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けるもの
- （2）①の規定の適用を受ける船舶（遊漁船を除く。）のうち、施行日以後主要な変更又は改造を行ったものについて、（2）①の規定にかかわらず、検査機関の指示するところによることができる旨の経過措置を定める。

3. 公布及び施行日

公 布：令和6年3月25日

施 行：令和6年4月1日

適合確認フローチャート (就航船の場合)

(*) : 船社殿にてご対応いただく必要がある箇所

